

(令和5年4月3日時点)

## 【令和5年度予算】 稲作農業の体質強化総合対策事業(米の超低コスト生産支援) 概要

### I. 事業趣旨・概要

人口減少や高齢化、食習慣の多様化等の影響により主食用米の需要減少が続く中、輸出等の新たな需要に的確に対応しつつ、農業者の所得確保及び稲作農業の体質強化を図っていくためには、コメの生産コストを低減していくことが重要です。

コメのコスト低減を面的な広がりを持って推進するためには、産地内外の様々な先進事例や各種コスト低減技術の実証成果等を踏まえつつ、産地の現状・実態に即した具体的かつ実効性のある、産地ぐるみでの計画的な取組が必要です。

このため、本事業では、輸出拡大等に向けてコメの生産コスト低減の目標を掲げ、農業者や農業者団体、地方自治体等の関係者が連携してその実現を目指す産地(「コメの超低コスト産地化プラン」の策定産地)に対し、生産コストの現状分析、課題抽出、低減対策の検討、その実証や普及等の取組を総合的に支援し、超低コスト産地を育成・創出します。

### II. コメの超低コスト産地化プランについて

農業者や農業者団体、地方自治体等が連携し、輸出等の新たな需要に対応するためにコメの生産コスト低減に必要な取組方針、目標等を盛り込んだプランです。

コスト低減に取り組む農業者等で構成するコンソーシアムは、以下の内容を含むプランを策定します。

- ① コンソーシアムの構成員・役割  
農業者、農業者団体、都道府県、市町村、農機・資材メーカー、金融機関、外部専門家(農業コンサルタント、学識経験者等)等 (※下線の者は必須)
- ② コスト低減に向けた基本的な取組方針
- ③ コスト低減に取り組む主たる農業者
- ④ 生産コストの現状、目標
- ⑤ 目標達成に向けた取組概要とスケジュール 等

### III. 事業の内容

#### 1 事業メニュー・補助率

##### (1) コメの超低コスト産地化に向けた取組支援

コメの生産コスト低減を目指すコンソーシアムに対して、プランに基づき行う生産コストの現状分析、コスト低減に向けた取組状況の把握、課題抽出、低減対策の検討、その実証や普及等の取組に要した費用を、上限額の範囲内で支援します。

(上限1,000万円/コンソーシアム)

コスト低減のための取組に必要となる経費としては、

- ・コスト低減会議の開催に要する経費(例:会場借上費、会議資料の印刷費 等)
  - ・生産コスト分析に要する経費(例:専門家への謝金、経営診断ツールの利用料 等)
  - ・先進地調査に要する経費(例:参加者の旅費、視察先経営体への謝金 等)
  - ・技術実証に要する経費(例:農業機械のレンタル・リース料、肥料・農薬等の資材費 等)
  - ・人材育成に要する経費(例:農業技術研修費、外部講師の旅費 等)
  - ・低コスト作付体系の普及に要する経費(例:マニュアル作成経費 等)
- とします。

## (2) 都道府県農業再生協議会等への推進事務費支援

本事業の実施に関する事務及び指導・監督に要する経費について、都道府県農業再生協議会(以下、「都道府県協議会」という。)や地域農業再生協議会(以下、「地域協議会」という。)に対して推進事務費として予算の範囲内で支援する。(定額)

## (3) 都道府県農業再生協議会等への成果普及活動費支援

本事業の成果の普及に要する経費について、都道府県農業再生協議会(以下、「都道府県協議会」という。)や地域農業再生協議会(以下、「地域協議会」という。)に対して成果普及活動費として予算の範囲内で支援する。(定額)

※1 (2)及び(3)に要する支援の上限額は、それぞれ(1)の支援額の5%以内とします。

※2 (1)～(3)の要望の総額が予算額を超える場合は、予算の範囲内となるよう補助額の減額調整を行うことがあります。

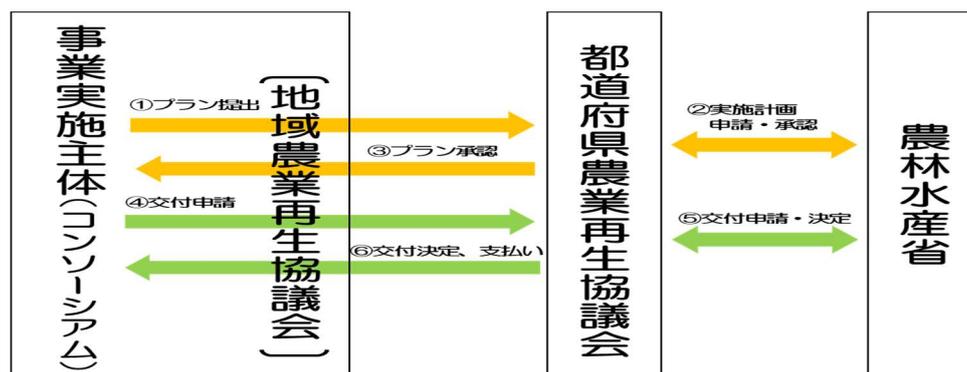
## 2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、農業者、農業者団体、地方自治体等で構成されるコンソーシアムとします。

コンソーシアムの構成員として、農業者、都道府県及び市町村の参画を必須とし、産地の担い手農業者、農業者団体、実需者・輸出業者、農機・資材メーカー、金融機関、農業コンサルタント、学識経験者等の地域内外の関係者を想定しています。

## 3 事業実施の流れ

本事業は、都道府県協議会等を介して事業実施主体であるコンソーシアムに補助金を交付する間接補助事業です。



#### 4 支援対象となる作物(コスト低減の取組の対象とする作物)

事業による支援を活用した取組で対象とする作物は、原則として食用に供する目的で栽培する水稲とします。

#### 5 採択要件

(1)コスト低減に取り組む主たる農業者の玄米60kgあたりの生産コスト(全算入生産費)の平均を事業終了年度までに9,600円以下とする成果目標を掲げていること。既に9,600円以下を達成している場合は現況値(原則として令和4年産の生産コスト)から5%以上低下させる成果目標を掲げていること。

なお、コスト低減に主として取り組む農業者は、5経営体以上とし、原則として、そのうち水稲作付15ha以上の認定農業者を含むこととする。

また、目標とする玄米の生産コストは、原則として、コスト低減に主として取り組む農業者が食用として供する目的で栽培する米(水稲)全体(品種や栽培方法を問わない)とする。

(2)コスト低減に取り組む主たる農業者の令和4年産の新市場開拓用米(輸出用米等。以下同じ。)の合計作付面積が1ha以上であること、又は令和5年産の新市場開拓用米の合計作付面積を1ha以上とする計画があること。

(3)プランに農地の集約化に係る取組を位置付けて団地化・集約化を促進すること。

(4)コスト低減のための取組として、生産コスト分析<sup>※</sup>に係る取組を実施すること。

※生産コスト分析の例:生産コストの正確な把握、年次比較、経営体間比較、課題の抽出、対策検討 等

(5)生産コストに関するデータ・成果の農林水産省への提供と活用を許諾すること。

(6)事業の内容が事業実施要綱及び要領に照らして適切であり、かつ、成果目標の達成に直接結びつくものであること。

#### 6 事業実施期間・目標年度

(1)事業実施期間は最長3年間、事業終了年度までとします。

(2)成果目標の目標年度は、事業終了年度とします(例えば、令和6年度まで本事業に取り組む場合、成果目標の目標年度は令和6年度となります)。

(3)ただし、取組1年目及び2年目の年度末(2月末予定)に各コンソーシアムの取組状況や成果について中間評価を行い、翌年度の支援対象コンソーシアムを決定する仕組みとしており、2、3年目の採択を約束するものではありません。

#### IV. 採択について

プランに位置付けられた玄米 60kg あたりの生産コスト低減に係る成果目標(1)又は(2)のいずれか、(3)又は(4)のいずれか、及び(5)の合計ポイントにより評価し、予算の範囲内でポイントの高い順に採択します。

なお、同ポイントの場合は要望額の低い事業実施主体から優先的に採択します。

		基準とポイント	
生産コスト低減に係る成果目標			
いずれかを選択	(1) 事業終了年度における 60kg当たりの生産コスト	ア 7,000円以下	14
		イ 7,500円以下～7,000円	12
		ウ 8,000円以下～7,500円	10
		※生産コストの現況値（事業開始前年度が9,600円以上の場合はこちらを選択	
		エ 8,500円以下～8,000円	8
		オ 9,000円以下～8,500円	6
	(2) 事業終了年度における 60kg当たりの生産コスト /事業開始前年度の生産コスト	カ 9,600円以下～9,000円	4
		ア 70%以下	14
		イ 75%以下～70%	12
		ウ 80%以下～75%	10
		エ 85%以下～80%	8
		オ 90%以下～85%	6
		カ 95%以下～90%	4
		※生産コストの現況値（事業開始前年度）が9,600円以下の場合はこちらを選択	
基礎ポイント			
いずれかを選択	(3) コスト低減に主として 取り組む農業者数	ア 20名以上	14
		イ 17名～19名	12
		ウ 14名～16名	10
		エ 11名～13名	8
		オ 8名～10名	6
		カ 5名～7名	4
		(4) コスト低減に主として 取り組む農業者の事業開始年度の水稲作付面積	○平場の場合
	ア 300ha以上		14
	イ 250ha以上～300ha未満		12
	ウ 200ha以上～250ha未満		10
	エ 150ha以上～200ha未満		8
	オ 100ha以上～150ha未満		6
	カ 50ha以上～100ha未満		4
	○中山間地の場合		
	ア 110ha以上		14
	イ 90ha以上～110ha未満		12
	ウ 70ha以上～90ha未満		10
	エ 50ha以上～70ha未満		8
オ 30ha以上～50ha未満	6		
カ 10ha以上～30ha未満	4		

加算ポイント													
該当する 場合	<p>(5) 加算ポイント</p> <p>①本事業を活用して以下の取組を行う場合</p> <table border="0"> <tr> <td>ア</td> <td>4つの取組を実施する場合</td> <td style="text-align: right;">4</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>3つの取組を実施する場合</td> <td style="text-align: right;">3</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>2つの取組を実施する場合</td> <td style="text-align: right;">2</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>1つの取組を実施する場合</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> </table> <p>&lt;コスト低減の取組内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直播栽培</li> <li>・ スマート農業機器の活用</li> <li>・ 多収品種の導入</li> <li>・ 農業サービス事業（農業機械シェアリング）の活用</li> </ul>	ア	4つの取組を実施する場合	4	イ	3つの取組を実施する場合	3	ウ	2つの取組を実施する場合	2	エ	1つの取組を実施する場合	1
	ア	4つの取組を実施する場合	4										
	イ	3つの取組を実施する場合	3										
ウ	2つの取組を実施する場合	2											
エ	1つの取組を実施する場合	1											
<p>②米の輸出拡大に取り組む場合</p> <p>事業終了年度の新市場開拓用米の作付面積/事業開始前年度の作付面積</p> <p>※事業開始前年度の作付けがない場合は、事業開始年度の作付計画面積</p> <table border="0"> <tr> <td>ア</td> <td>200%以上の場合</td> <td style="text-align: right;">4</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>150%以上～200%未満の場合</td> <td style="text-align: right;">3</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>125%以上～150%未満の場合</td> <td style="text-align: right;">2</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>100%以上～125%未満の場合</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> </table>	ア	200%以上の場合	4	イ	150%以上～200%未満の場合	3	ウ	125%以上～150%未満の場合	2	エ	100%以上～125%未満の場合	1	
ア	200%以上の場合	4											
イ	150%以上～200%未満の場合	3											
ウ	125%以上～150%未満の場合	2											
エ	100%以上～125%未満の場合	1											
<p>③以下のいずれかに該当する場合 2</p> <p>ア 事業実施主体の構成員が、環境と調査のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下この表において「法」という。）に基づき、第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画若しくは法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合。</p> <p>イ 事業実施地域が法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部若しくは一部を含む場合又は交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合。</p>													

## V. 問合せ先について

問合せ部署	所管地域	電話番号
農林水産省 穀物課		03-6744-2108
北海道農政事務所 生産支援課	北海道	011-330-8807
東北農政局 生産振興課	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	022-221-6169
関東農政局 生産振興課	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡	048-740-0409
北陸農政局 生産振興課	新潟、富山、石川、福井	076-232-4302
東海農政局 生産振興課	岐阜、愛知、三重	052-223-4622
近畿農政局 生産振興課	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	075-414-9020
中国四国農政局 生産振興課	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	086-224-9411
九州農政局 生産振興課	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	096-300-6227
沖縄総合事務局 生産振興課	沖縄	098-866-1653